

障害者差別解消法で禁止している差別として、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害「合理的配慮の不提供」があります。

「合理的配慮」は、障害者権利条約の考え方で、英語では、“reasonable accommodation”といい、障がいのある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな又は過重な負担を課さないものとしています。障がいの特性や具体的場面によって異なる、多様で個別性の高いものです。この考え方を障害者差別解消法においても取り入れています。

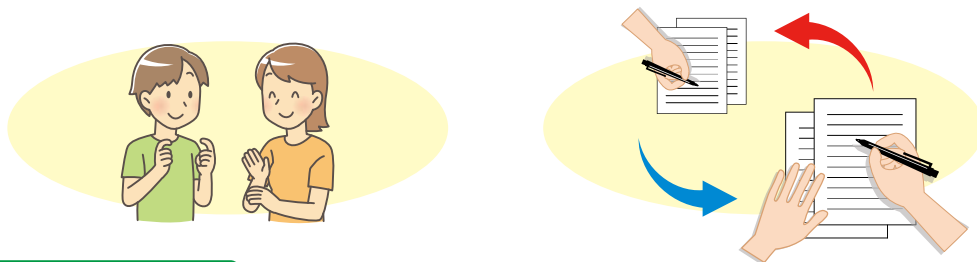
基本的な考え方

個々の場面において、障がいがある人が現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がいがある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

意思の表明の方法

言語(手話を含む)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がいがある人がコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む)によって行われます。

また、障がいがある人からの意思の表明だけでなく、知的障がいや発達障がいを含む精神障がい等により本人からの意思の表明が困難な場合には、障がいがある人の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行うものも含まれます。



過重な負担の考え方

以下の5つを踏まえ、個別の状況等に基づき、総合的・客観的に判断します

- ①事務・事業への影響の程度
- ②実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③費用の程度
- ④事務・事業規模
- ⑤財政・財務状況